

# 緒 言

## 第一章 標準産業分類作成要旨

わが國で産業分類を始めて作つたのは昭和5年(1930年)のときであつた。これより先、大正9年(1920年)の第1回國勢調査のときは職業分類だけが作られた。これは産業と職業を混同したような分類であつた。はつきり二つの分類に分れたのは、昭和5年のときからである。その後、經濟統計の發達に伴つて、工業分類とか、農業分類とか、部分的な産業分類も生れてきた。しかも、それらに分類上の統一がなく、解釋が區々であるために、同一事業所が調査いかんによつて異なる産業に分類され、比較研究の上に多大の不便があつた。

そこで昭和15年(1940年)の國勢調査のときには、とりあえずわが國の標準分類を作成しようというので、各關係官廳の専門家が會合して、統一ある分類を作成したが、細部の運營要領や、大綱に關する定義等が理論的に確定されなかつたために形式のみの統一に終り、調査の結果、數字になお多大の差異を發見するに至つて、理路整然たる標準分類作成の必要を痛感した。もし、これが完成されるならば、生産に關する統計と雇傭に關する統計とを容易に比較することができるようになるであろう。たまたま1950年センサスの實施を機會に、G・H・Qからわが國の産業分類を改訂するようにとの勸告に接し、しかも、米本國から専門家を派遣して指導されることになり、こゝに作成の發足を見たのである。この勸告に基いて、わが國では、まず統計委員會の下に1950年センサス中央計畫委員會を設置し、センサス實施の研究と基礎事業である各種分類の研究に取り掛つた。この委員會の下に各種専門部會が設けられたが、その中に次の要領で産業分類専門部會を設けて、わが國の標準産業分類を作成することになつた。

### 産業分類専門部會運營要綱

#### 一、目 的

産業分類専門部會は1950年センサス中央計畫委員會の構成及び運營要領に準據して標準的産業分類を作成し、以て國際比較を可能ならしめると共に我國各機關の調査統計資料相互間に統一性と比較性を附與することを目的とする。

#### 二、構 成

本部會は委員會及び小委員會の二つに分ける。委員會は關係官廳の職員及び民間専門家の中より選任された専門技術委員を以て構成する。委員會は委員の互選により委員長を選擧する。

委員長は委員中より各小委員會の主査を委囑する。

#### 二、運 營

委員長及び關係委員は隨時小委員會に出席して小委員會委員と共に産業分類原案を作成する。

委員會は小委員會の綜合調整に當る外、各小委員會より提出された産業分類案を審査し、その

成案を 1950 年センサス中央計畫委員會に提出する。

#### 四、小委員會

小委員會は次の六小委員會を以て構成し、委員會指示の方針に基き各所管産業につき産業分類原案に関する細目の作成を行い、これを委員會に提出する、

第一小委員會、農業、林業、及び水産業部門（小委員會委員 14 名）

第二小委員會、鑛業、商業、及び製造業部門（小委員會委員 16 名）

第三小委員會、建設業部門（小委員會委員 11 名）

第四小委員會、金融保険業、及び不動産業部門（小委員會委員 14 名）

第五小委員會、運輸、通信、及びその他の公益事業部門（小委員會委員 25 名）

第六小委員會、サービス業、及び公務部門（小委員會委員 10 名）

委員會及び小委員會は各所管の産業分類原案を作成するに當つて調査實施關係者と協議することを建前とする。又本部會は職業分類専門部會と常に密接な連絡を保つものとする。

#### 五、委員及び小委員會主査、（昭和 23 年 3 月 1 日現在）

委員長 森 數 樹，統計委員會委員

委員 久我 通武，農林省統計調査局統計課長（第一小委員會主査）

委員 武内 信男，商工省調査統計局基本統計課長（第二小委員會主査）

委員 植田 俊夫，建設省總務局總務課長（第三小委員會主査）

委員 小栗 銀三，大藏省理財局調査部長（第四小委員會主査）

委員 松本浩太郎，運輸省鐵道總局總務局統計調査課長（第五小委員會主査）

委員 高津 英雄，總理廳統計局研究部研究課長（第六小委員會主査）

委員 外山 茂，日本銀行統計局金融課長

委員 白崎 享二，國勢社社長

委員 内藤 勝，統計委員會事務局審査第一課長

幹事 日野源四郎，統計委員會事務局事務官

幹事 中原 勳平，統計委員會事務局事務官

以上の組織をもつて標準産業分類作成の第一歩として米國の標準産業分類（統計基準部標準産業分類技術委員會編，1946 年版），及び國際連合勸奨の國際産業分類の研究に着手することになつたが、時あたかも昭和 23 年 2 月であつた。

一箇月後の 3 月下旬には米國大統領廳社會保障局産業分類課長ウイリヤム・エッチ・カミンス氏の來朝を得て、その指導の下に約三箇月間夜に日をついで研究を重ね一應草案を得たのである。その後、引續いて米國セントオラフ大學社會・經濟學部長テイルマン・エム・ソツギー博士の來朝を得て、更に研究の上、日米共同作成の標準産業分類案を得たので、これを日米兩文の印刷物にして、それぞれ廣く關係機關に配布してその意見を求め、他方、實地に調査を試み、必要な改修を行うことと、わが國經濟構造の變遷に伴う必然的改修を行うこととなつた。この主旨に基いて、とりあえず總理廳統

計局においては昭和 23 年末から昭和 24 年 3 月にかけて石巻市、四日市市、宇部市及び新潟市の四都市において事業所試験調査を行い、又商工省調査統計局においては四日市市及び新潟市の二都市において商業試験調査を行い、関係各省の協力を得て若干の修正点を発見し、これを連合國軍總司令部經濟科學局企畫統計部に提案した。又司令部内においても修正意見が提示され、兩者の意見を総合して修正を行うことになった。

さいわいにも昭和 24 年 7 月テイルマン・エム・ソツギー博士は、日本標準産業分類及び日本標準商品分類を確定するために總司令部の顧問として再び來朝された。よつて標準産業分類案改訂について同氏の意見を求め、第五國會によつて成立を見た諸法令による改訂をも加えて得られたのがこの分類である。本分類決定までの間に行政機構改革が行われたため委員の移動があつた。すなわち、大蔵省官房調査部長石田正氏が第四小委員會主査となり、運輸省官房企畫課長權田良彦氏が第五小委員會主査となつた。(昭和 24 年 10 月現在)

## 第二章 分類上の一般原則

産業分類は、その國の産業構造を巧みに示すことを目的とする。一國內における産業活動に関する調査を考へて見ると、人口センサスのように廣く各個人からの報告によつて産業活動を知ろうとするものもあれば、又、工業センサス、商業センサスのように工場、會社、商店のような事業所からの報告によつて、産業活動を知ろうとするものもある。これが國の内外において統一され、同一原則の下に編成されることは望ましいことである。この意味において、今回わが國の標準産業分類を作成するに當つて採用した原則と定義とは、差支えない限り、米國及び國際連合のものによることにした。従つて、従來のわが國の統計との比較においては、相當の犠牲を拂わなければならない。改革は大英斷をもつてせねば完成しない。慣習にとらわれているならば、いつまでも中途半端なものとなる。しかしながらわが國にはわが國としての特質もあり産業分化の差もあるので、これらの點についてはわが國特有の形式を採用した。従つて、この分類が、そのまゝ、いずれの調査にも用いられなければならないものではない。しかし、いずれの調査に用いられる産業分類であつても、適當に取捨選擇することによつて、本分類と比較對照し得るものでなければならないのである。分類上の原則を設けるに當つて最も大切な點は次のことである。

- 一、分類せられる單位は事業所であること。
- 二、各單位は主要活動によつて分類せられること。
- 三、分類項目を設けることは、事業所の數、従業員の数、仕事の量、雇傭及び賃金變動、ならびに、その他重要な經濟事象の見地から意義あること。

それであるから、この産業分類は、經濟活動の種類による分類であつて、職業とか商品とかによるものではない。又、分類の基準は大抵の國に現存している經濟構造によつたので、作業の技術、原料の性質、又は用途とかいつたような單一の原則にはより得ない。

なおこの分類は所有権のいかんを問わない。國營であろうと、民營であろうと、同一の經濟活動は同一箇所に分類した。

上記三原則に盛られた幾つかのことばをはつきりさせることが、やがては本分類の全貌を明白にすることになると思う。

### 第一項 事業所の定義

ここでいう事業所（エスタブリシユメント）とは「仕事が行なわれている一定の場所」のことである。更に詳言すれば「仕事が行なわれているか、あるいはサービスや産業活動が行なわれている個々の物理的場所」のことである。通例、工場、仕事場、店舗、鑛山、農場、病院、事務所等のようなものである。しかし実際には、仕事が行なわれている一定の場所がないものがある。たとえば行商人とか、鑛掛屋のようなものである。このような場合には、便宜上自己の住居を事業所とみなすのである。

この定義に基けば、いやしくも職業のある者は、いずれかの事業所において活動しているから、その者は、又、産業があるのである。従つて、人口センサスのように各個人を対象とする調査において、各人の産業活動を調べようと思えば、各個人をとらえて、その事業所はどこであり、どんな經濟活動をしているかを、實地に事業所に行かずに間接的に尋ねなければならないので、詳しいことを聞くのは無理である。又、産業の營まれている事業所を対象とする調査において、全事業所を把握しようと思えば、建物という建物、世帯という世帯を全部調べなければならない。人口を洩れなく正確に捕えることも困難であるが、全事業所を完全に把握することも仲々難事である。しかし、いやしくも人口調査である限り全人口を調査するが、事業所を対象とする調査にあつては、往々ある程度の所で事業所を切り捨て、調査を簡単にするのが通例である。

さもなければ赤帽、行商人のような單獨經營は、いずれも自家が一つの事業所となるので把握するのに困難な零細規模のものも非常に廣く調査しなければならなくなり、事業所を調査対象とする調査である以上、常に國勢調査式の大綱を擴げなければならなくなる。この事業所の切捨て方には色々の方法があろう。これは、時により、調査目的により、經費により定められる。たとえば雇傭人、又は使用者のある事業所とか、あるいは看板類似の社會的標識のある事業所とかにするがごときである。

### 第二項 産業分類適用の單位

産業分類は仕事が行なわれている単一の物理的場所に適用するのであるが、その同一構内に、幾つかの事業所が現存することがある。すなわち、そこにいくつの事業所があるのかが問題である。これは賃金簿と財産目録とが別である最小單位ごとに區分して、各々別の事業所とするのである。ここでいう単一の場所、すなわち、同一構内の意味は、ことばどおり解釋する必要なく、往來をはさんでいる場合もあれば、二三町離れていることもある。その中に色々の仕事が行なわれている場合、それが賃金臺帳が別であるかどうか、又、財産目録が別であるかどうかで事業所を區切つて行くのである。

例えば百貨店の一室を借りて營む商店があれば、明らかに同一構内でも別の事業所となるのである。

又、同一経営の下にある大工場があつて、三つの製造部門に分れ、賃金臺帳は三部門に分離してあるが財産目録は二つに区分して編成されているとすれば、この工場は二つの事業所に区分されるのである。

そこで問題になるのは賃金簿と財産目録の意義である。元來、本分類で事業所を單位としたのは、通常、工業、商業等のセンサスにおいて要求される、すべての主要項目、すなわち従業者數（營業主を含む）、賃金及び給料、材料費、燃料及び動力費、生産額、販賣額、材料貯藏額、あるいは完成品貯藏額等の統計を供給することができるためである。従つて、賃金簿と財産目録を字義通りに解釋する必要のないこともある。賃金簿と財産目録は大規模の経営であれば正式なものを備えているが、わが國には小規模のものが多く、しかも家族従業者だけの経営もかなりあるし、その上、簿記も發達していないので、收支、決算等を正確に行う事業所が少い。こんな關係で専門的に従業者がきめてあるとか、出勤簿あるいは賃金の支拂場所が一定していれば、賃金臺帳がそこに備わつているものと見ることにしたい。すなわち、財産目録については不動産等にふれる必要はなく、又、減價償却等も必要はない、材料、燃料及び生産品がはつきり区分できる程度でよいのである。すなわち、仕入費、賣上高、あるいは同一家族だけであつても、生計費、營業費までも各々別に分離してあれば財産目録が各別に備わつているものと見なすことにしたい。

このような見地から、同一構内に幾つの事業所が存在するかを判斷して、産業分類を適用する事業所の單位を決定すべきである。この定義に従えば、今まで一つの事業所とみなされていた大規模の工場はなお幾つかの事業所に別れる場合がある。

次は、事業所を分類の單位とする考え方であるが、この考え方によらない方が調査が正確に行われ、調査數字も價值あるものが出るというものがある。それは同一構内でない離れ離れの事業を一括して、その統轄事務所をもつて一事業所とする場合である。この原則を適用するものは建設業、運輸通信業、その他の公益事業（倉庫業、通信業及び運輸に附帶するサービス業を除く）に限るのである。建設業中、土木建設請負業のような総合工事業は必ずしも本社、本店で一括せずに工事現場を直接監督し、賃金臺帳を備えている出張所、支店、場合によつては本社、本店に取り纏めて調査單位とする。これに反して配管工事業、塗裝工事業等のような職別工事業は、工事現場を分類の單位とせず、それぞれの事務所で一括調査するのである。又、鐵道、軌道、バス、ガス、電氣、水道事業は一驛、一局、一發電所、一營業所ごとに分類の單位とせず、これらを一括して會社ごとに一事業所として調査するのである。この他の産業に屬する事業所にあつては、單一の物理的場所ごとに分類の單位とするが、詰所のような日々従業員も異なり、賃金の支拂も行わず、一單位の事業所に見られない場合には、同一市町村内のものを一括して一事業所とする例外がある。従つて、これが市町村を異にする場合は、機械的にそれぞれ別の事業所として若干報告に無理があつても分類の單位とすることができる。

この會社ごと一括して、これを一事業所として調査する考えは、企業（エンタープライズ）を分類の單位とするものである。この企業には會社組合の外に、個人経営のものもある。これは収益を見るとか、徴税の目的とかの、財政統計のためにはふさわしいものである。これによると、大企業は各種の

經濟活動をしており、産業分類に設けてある數項目にわたる事業を唯一つの主要事業で分類表章することになり、しかも主要業務を決定するのに困難があり、もしできても、これを利用する上に誤解を生ずることがある。すなわち餘りにも分類の單位が大き過ぎるということである。

しかし、全體から見れば大部分事業所單位と企業單位とは一致するものである。この外の調査單位の考え方としては技術單位（テクニカルユニット）と作業單位（オペレーショナルユニット）の二つがある。

### 第三項 事業所の産業は主要業務により決定される

第一項により事業所の存在を知り、第二項により産業分類を適用する單位を知つて、次に起る問題は何によつて産業を決定するかである。これは事業所の内部において行われる經濟活動には各種各様のものが複合している場合があるからである。その場合には特定生産品（生産品集團）又は特定の取扱う商品（商品集團）あるいは提供する特定のサービスに歸屬する過去一箇年の總収入の最も多い事業によるのである。

この原則によることが明らかに不適當の場合は、従業員の數、又は設備が用いられることがある。又、その總収入は偶然性、又は幸運等による場合は除かなければならない。又、同一事業所での活動において、製材業と伐木業、粘土採取と煉瓦製造、石切場とガラス製造が結合されて分離し得ない場合には、その主要活動は最終目的である製材業、煉瓦製造業、又はガラス製造業とするものである。前に述べた總収入は、調査期日をさかのぼる一箇年間の実績によつて決定するのが原則であるが、現下のわが國の實情では、經濟不安のために相當に事業の轉換が行われている。これは資材、利潤の關係、又は法令による場合もあろう。このような状態であるから、一箇年内に轉換が行われた事業所については、必ずしも一箇年間の總収入によらず、この轉換が、將來、元の事業に戻る意志のない場合には、たとえ總収入が少くとも轉換事業を主要活動とするのである。しかし轉換が一時的であつて、事情の許す限り元の事業に復歸する考えであり、又設備等からみて可能であれば、たとえ總収入が少くとも元の事業をもつて主要活動とするのである。又、季節によつて、定期的に事業を轉換する場合には、調査期日に行う事業に関係なく一箇年間の總収入によつて主要業務を決定するのである。

### 第四項 附隨事業所の産業は主事業所の産業に分類される

一事業所において行ふ經濟活動が、主事業所の附隨事業であつて、一般を對象としない場合には、その事業所の産業は主事業所の産業に分類するのである。たとえば工場自家用の發電所、商店専屬の倉庫等は電力供給業、倉庫業とせず、工場、商店と同一の産業とするのである。

## 第三章 本分類に採用した十進分類法

分類項目を示すのに、すべてアラビア數字を使用する。まず大分類は 13 あつて、これを示すのに

第一位の桁の数字をもつて大體表示し得るように数字が充てられている。この大分類を、更に中分類、小分類、細分類という四段の分類を行うのに常に十進法を用いる。すなわち一つの大分類を十箇以内の中分類に分類し、更に各中分類を十箇以内の小分類に、各小分類を十箇以内の細分類に分けてある。このような編成をする利益は、將來、産業の分化、又は經濟活動の變遷に應じて修正するとき、全體系を變更せず容易に部分的修正をすることが可能であり、又製表するとき、ことに機械集計をする場合に能率化することができる點にある。

この四段分類を示すのに、それぞれ第二位、第三位及び第四位の数字を追加することによつて行われ、数字の桁數によつて、その分類項目がどの程度の分類であることを示している。

ここに注意しなければならないのは三桁目、四桁目に0の数字を用いることがないこと、及び9の数字に特殊の意味を持たせたことである。後者については、ある分類を細分するに當つて、今のところ數個の分類項目を設けて、その他は一括して「雜」として分類すれば充分である場合に、最後の「雜」項目であることを示すために、番號をとばして9の数字で示し、將來、必要に應じてその「雜」の中から容易に項目を獨立させることができるようにしてある。勿論、九箇の項目に空なく分類するときも9の字數を用いるので、9には二通りの意味があることを注意されたい。

## 第四章 標準産業分類の各項目名と 説明及び内容例示

本分類は四段に別れ、これを示すのに各分類項目の名稱と十進法による数字を附加してある外、各項目に説明と、主な内容が例示してある。更に紛らわしいものについては、各項目の内容説明中に、正しい所屬項目の位置が示してある。(第1部製造業以下参照)

○印はその項目に含まれるもの×印は他の項目に含まれるものを示す。若し×印に掲げた産業の所屬項目を知りたいときは、内容の説明のところに掲げてある。

なお、この他に五十音順に産業名を列擧し、その所屬項目の番號を附してある索引表も續いて刊行する豫定である。

## 第五章 従來の分類と比較して著しく異なる點

細部にわたれば相當の差異を認めるが、あまねく顯著なものを左に掲げる。

全體を通じて各種産業に直結するサービス業は従來サービス業に一括したが今回はそれぞれの産業に含ませる。なお各大分類についての主な差異は次のとおりである。

一、農 業；造園業、植木業を含む

- 二、林業及び狩獵業；伐木業を含む
- 三、漁業及び水産養殖業；なし
- 四、鑛業；附屬の請負業を含む
- 五、建設業；企業單位となる。土建の設計監督業を除く。
- 六、製造業；新たな製造業の定義（物を新たに作り，これを卸賣すること）により商業，修理業等との境界が明白となる。修理業と製造小賣業を含まない。
- 七、卸賣及び小賣業；新たな卸賣及び小賣業の定義により製造業，サービス業の境界が明白になる。  
飲食店を含む。不動産業及び倉庫業を除く
- 八、金融保險業；なし
- 九、不動産業；なし
- 十、運輸，通信及びその他の公益事業；倉庫，保管業，ガス，電氣，水道，衛生業が含まれる
- 十一、サービス業；自由業全部を含む。修理業を含む
- 十二、公務；なし
- 十三、不詳；なし